

社会福祉法人 光 光の丘（短期入所生活介護・予防短期入所生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人光が開設する指定短期入所生活介護「光の丘短期入所生活介護」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスに提供に努めるものとする。

2 指定短期入所生活介護の事業は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護の事業は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

（1）名称 光の丘（短期入所生活介護）

（2）所在地 埼玉県入間郡越生町大字上野3078番地5

（3）定員 10人

（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人（常勤）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）医師 1人（非常勤）

医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

（3）生活相談員 1人（常勤）

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

（4）介護職員 4人（常勤4人）

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

（5）栄養士 1人（常勤）

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

（6）機能訓練指導員 1人（常勤）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(7) 事務職員 2人（常勤）

事務職員は、必要な事務を行う。

(指定短期入所生活介護のサービスの内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 利用の対象者は、利用者的心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。

(2) 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

(3) 相当期間（概ね連続する4日以上）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

(4) 従業者は、事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことの旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、越生町、毛呂山町、ときがわ町、鳩山町の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額と食事の標準負担の額とする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費 1日あたり 多床室 915円、従来型個室 1,231円

(2) 食費 1日あたり 1,445円（朝食250円、昼食635円、夕食560円）

※(1)、(2)については、ただし負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている負担限度額とする。

(3) 理美容代 1回あたり 1,000円（散髪のみ）、1,500円（散髪及び顔そり）

(4) その他日常生活上の便宜に係る費用

①日常生活費 1日あたり 200円（歯ブラシ、クルリーナ等）

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

(2) 火気の取り扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(苦情処理)

第10条 指定短期入所生活介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定短期入所生活介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定短期入所生活介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定短期入所生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第13条 事業所は、指定サービスの提供にあたっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は2年間保存するものとします。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵

守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た入所者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人 光 理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月15日から施行する。
2 平成27年8月1日一部改正
3 平成30年8月1日一部改正
4 令和3年8月1日一部改正
5 令和7年4月1日一部改正

光の丘短期入所生活介護重要事項説明書

（ 2 0 2 5 年 4 月 1 日 現 在 ）

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当 鹿野 宏美

電話 049-292-5700 (10時~16時)

※ご不明な点は、おたずねください。

2 光の丘の概要

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所介護サービス及び付随サービス

(2) 施設名称及び所在地等

施設名称	光の丘（短期入所生活介護）
所在地	埼玉県入間郡越生町上野3078番地5
介護保険指定番号	1172400309

(3) 施設の職員体制（介護老人福祉施設定員70床、併設施設短期入所生活介護定員10床
の合計80床としての職員体制）

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名()	名()	サービス管理全般	1名()
医師	名()	2名(1)	診療、健康管理等	2名(1)
生活相談員	1名(1)	名()	生活上の相談	1名(1)
栄養士	1名()	名()	栄養管理等	1名()
機能訓練指導員	1名()	1名(1)	リハビリテーション、機能回復訓練等	2名(1)
介護支援専門員	1名(1)	名()	サービス計画の立案、管理等	1名(1)
事務職員	3名(1)	名()	一般事務、料金請求等	3名(1)
看護介護職員	2名()	3名()	医療、健康管理業務等	5名()
介護福祉士	23名 (12)	3名()	日常介護業務等	23名 (12)
1~2級修了者	名()	名()		名()
介護職員基礎研修	名()	名()		名()
その他	4名(3)	5名(2)		9名(5)

() 内は男性再掲 ※職員は隨時変更している場合があります。

(4) 施設の設備の概要（短期入所施設）定員10床

居室	個室	2室	静養室	1室
	4人部屋	2室	医務室	1室
浴室	一般浴室	2室	食堂	1室
	特殊浴室	1室	機能訓練室	1室
		レクリエーションルーム		1室

3 サービス内容

(1) 食 事…朝食 7時30分～8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。

原則として、食堂にておとりいただきます。

(2) 入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、清拭となる場合があります。

(3) 介 護…ご希望や状況に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

(4) 機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

(5) 生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

(6) 緊急時の対応…利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

(7) 安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮します。

(8) レクリエーション

…当施設では、クラブ活動や種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、職員におたずねください。

(9) 理美容サービス…当施設では、理美容サービスを実施しております。

1,000円（散髪のみ）、1,500円（散髪及び顔そり）

(10) その他のサービス

…介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービス内容によっては別途料金がかかります。

4 利用料金

お支払いいただく料金は契約書別紙1記載のとおりです。

5 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

6 支払方法

毎月、10日をめどに前月分の請求をいたしますので、その月の月末までにお支払いください。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

介護支援専門員または施設へお問合せください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、2ヶ月前からできます。

介護支援専門員に「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、施設へお問合せいただく前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者のやむを得ない事由により、契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

8 当施設のサービスの概要等

別添の資料をご覧ください。

9 福祉施設サービスの第三者評価については、実施しておりません。

10 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者 : 鹿野宏美（介護員）

苦情解決責任者 : 吉田あつみ（施設長）

ご利用時間 : 月～日曜日 9時30分～17時30分

ご連絡先 電話番号 049-292-5700 メール : hikari95@bz01.plala.or.jp

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

越生町役場 健康福祉課 高齢者介護担当

埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2

電話番号 : 049-292-3121

埼玉県国民健康保険団体連合 介護保険課

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番

電話番号 : 048-824-2568（苦情相談専用）

※第三者委員 氏名 塩野 裕

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です

短期入所生活介護ご利用にあたり、下記利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県入間郡越生町上野3078番地5

法人名 社会福祉法人 光

事業所名 光の丘

説明者 鹿野 宏美 印

私は、契約書及び本書面により、上記事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

年　　月　　日

利用者

住　所

氏　名

印

代理人

住　所

氏　名

印